

食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく  
行政措置の状況について（令和元年度～令和2年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
表示適正化係・取引適正化係

1 食品表示法及び景品表示法に基づく措置（詳細は2ページのとおり）

（事業者数）

	食品表示法			景品表示法 ※1	
	命令	指示	指導	措置命令	指導
平成28年度	0	1	132	0	23
29年度	0	0	108	1	17
30年度	0	0	117	0	20
令和元年度	0	0	106	0	11
令和2年度※2	0	2	76	0	10

※1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

※2 令和3年2月28日現在

2 特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく措置（詳細は3～5ページのとおり）

区分	特定商取引法に基づく措置			消費生活条例に基づく措置				行政指導 ※5
	業務 停止 命令	指示	業務 禁止 命令	勧告 ※1	重大被害 防止措置 ※2	不当請求事 業者の情報 提供 ※3	公表 ※4	
平成28年度	1	0	—	0	0	0	0	21
29年度	2	2	0	0	1	5	4	30
30年度	1	2	0	2	1	4	4	37
令和元年度	1	1	0	0	0	4	1	28
2年度※6	1	1	0	1	0	1	3	25

※1 北海道消費生活条例（平成11年条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づく勧告

※2 条例の規定に基づく重大な被害を防止するための事業者を特定する情報の提供（不当請求事業者を除く。）

※3 条例の規定に基づき不当・架空請求を行っているものと認められる事業者を特定する情報の提供

※4 条例の規定に基づく調査妨害及び勧告に従わない旨の公表

※5 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び条例の遵守を求める行政指導

※6 令和3年2月28日現在

食品表示法及び景品表示法に基づく命令及び指示の状況について  
(令和元年度～令和2年度)

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
令和2年12月31日現在

<令和元年度における法に基づく措置>

※なし

<令和元年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
10	61	10	14	95	6	7	22	9	44	139

【景品表示法】

不当景品類	0件
優良誤認表示	9件
有利誤認表示	1件
おとり広告	1件
合計	11件

<令和2年度における法に基づく措置>

1 株式会社味の海豊（加工食品不適正表示）（食品表示法に基づく指示）

- (1) 所在地：函館市日乃出町20番12号
- (2) 事業内容：海産物及び珍味加工品の製造並びに卸販売
- (3) 行為概要：海の家海豊は商品名「美味珍味ずわいがに」、「幸福のずわいがに」「常務のずわいフレーク」の3商品について、原材料にベニズワイガニとズワイガニの両方を使用しているにもかかわらず、ベニズワイガニについて表示せず、商品名の一部及び原材料名欄に「ずわいがに」などと表示し、そのうち「常務のずわいフレーク」の内容量について、実際は85グラム前後であるにもかかわらず、「100g」と表示し、一般消費者向けの商品として販売した。
- (4) 措置：指示・指示の事実の公表  
指示：令和2年（2020年）6月9日  
指示の事実の公表：令和2年（2020年）6月11日  
（指示内容）
  - ① 食品表示の点検、不適正表示の是正
  - ② 不適正表示の原因究明・分析の徹底
  - ③ 再発防止対策の実施
  - ④ 役員・従業員に対する食品表示制度の啓発普及
  - ⑤ 講じた措置について提出

## 2 株式会社福居製館所（加工食品不適正表示）（食品表示法に基づく指示）

- (1) 所在地：旭川市二条通 20 丁目左 9 号
- (2) 事業内容：館の製造及び販売、雑穀の売買附帯する一切の業務
- (3) 行為概要：福居製館所が製造して他の食品加工事業者販売する「十勝一口餅用粒あん」と称する業務用加工食品（以下「本件商品」という。）の原材料の小豆のうち大部分に、中国産のものを使用していたにもかかわらず、販売先の事業者提出する原料規格書の商品名称の欄に「十勝一口餅用粒あん」と表示し、強調表示の証明という欄に「小豆（十勝産）」などと表示し、事業者販売した。
- (4) 措置：指示・指示の事実の公表  
 指示：令和 2 年（2020 年）12 月 10 日  
 指示の事実の公表：令和 2 年（2020 年）12 月 14 日  
 （指示内容）
- ① 食品表示の点検、不適正表示の是正
  - ② 不適正表示の原因究明・分析の徹底
  - ③ 再発防止対策の実施
  - ④ 役員・従業員に対する食品表示制度の啓発普及
  - ⑤ 講じた措置について提出

### <令和 2 年度における行政指導>

#### 【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
10	41	7	9	67	9	6	6	3	24	91

#### 【景品表示法】

不当景品類	3件
優良誤認表示※1	5件
有利誤認表示※1	2件
おとり広告	0件
合計	10件

※1 「優良誤認表示」と「有利誤認表示」の両方に跨がる行政指導については、それぞれに 1 件と計上

特定商取引法・消費生活条例に基づく行政措置の状況について  
(令和元年度～令和2年度)

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
令和3年2月28日現在

<令和元年度における法又は条例に基づく措置>

1 「宅建緑地開発株式会社」こと長内久弘【特定商取引法】業務停止命令、指示

- (1)所在地：札幌市東区北21条東21丁目
- (2)業態：訪問販売（土地） ※個人事業者
- (3)行為概要：事業者は、訪問販売により土地の売買契約を締結した消費者に交付した売買契約の内容を明らかにする書面に、クーリング・オフに関する事項など法令に定められた事項を記載していなかった。
- (4)違反条項：特定商取引法第5条第1項並びに第6錠第1項第6号及び同第7号
- (5)措置：○業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）  
【内容】令和元年5月25日～同年8月24日の3か月の業務の一部停止  
○指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）  
【内容】書面記載不備及び不実告知について個人事業者が講じた改善措置を令和元年7月24日までに北海道知事あて文書で報告すること。
- (6)処分日：令和元年5月23日
- (7)公表日：令和元年5月24日

2 「ライフサポートジャパン」こと菅克彦【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：釧路市愛国東3丁目
- (2)業態：訪問販売（浄水器、寝具等） ※個人事業者
- (3)相談概要：訪問販売により浄水器の売買契約の勧誘を受けた消費者から、「一度断ったが、しつこく勧誘され契約を締結し、契約書面をもらっていない」、「契約をしたが、手持ちのお金がないと言うと銀行ATMまで連れて行かれた」という相談。
- (4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）  
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5)公表日：令和元年6月17日

【令和元年度における行政指導の内訳】

主な取引形態	
訪問販売	23件
電話勧誘販売	2件
訪問購入	2件
その他(店舗)	1件
計	28件

<令和2年度における法又は条例に基づく措置>

1 「トータルケアサポートぬくもり」こと猫宮稔英（ねこみや としひで）  
【特定商取引法】業務停止命令、指示  
【消費生活条例】勧告、勧告に従わなかった旨の公表

- (1)所在地：札幌市白石区菊水3条4丁目4-7-6-105
- (2)業態：訪問販売（寝具販売、布団リフォーム及び布団クリーニング）  
※個人事業者
- (3)行為概要：事業者は、消費者宅を訪問する際に「布団をみせてほしい」などと告げるだけで、勧誘をする目的等を告げず、勧誘拒絶の意思表示の機会を与えないまま勧誘を始め、布団をみせた消費者が「いらぬ」、「お金がない、

買えない」などと何度も契約締結を断っているにもかかわらず執ように勧誘を続け、契約を締結し、記載内容に不備のある契約書面を消費者に交付した。また、事業者は、「訪問販売お断り！」と記載されたステッカーが貼付してある消費者宅を訪問して勧誘した。

(4) 違反条項：

ア 特定商取引法：①勧誘目的等不明示（第3条）

②再勧誘（第3条の2第2項）

③書面記載不備（第5条第1項）

④迷惑勧誘（第7条第1項第5号に基づく省令第7条第1号）

イ 消費生活条例：①勧誘拒絶の意思表示の機会を与えない勧誘（規則別表1(2)）

②勧誘拒絶後の勧誘（規則別表4(7)）

※訪問販売お断りステッカーを貼付していた消費者宅を訪問し勧誘していた件について認定。

(5) 措置：○業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）

【内容】3か月業務一部停止（令和2年11月13日～令和3年2月12日）

○指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）

【内容】勧誘目的等不明示、再勧誘、書面記載不備及び迷惑勧誘の行為の発生原因について調査分析の上検証し当該行為の再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス体制を構築しこれらについて、令和3年1月13日までに北海道知事あて文書で報告すること。

○勧告（北海道消費生活条例第17条第3項、第4項）

【内容】消費者が勧誘を受けることを拒絶しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

※訪問販売お断りステッカーを貼付していた消費者宅を訪問し勧誘していた件について認定。

○勧告に従わなかった旨の公表（北海道消費生活条例第51条第1項）

【内容】平成26年5月20日付け勧告（消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。）を受けていたにもかかわらず、当該勧告に従っていなかった旨を公表した。

(6) 処分日：令和2年11月11日

(7) 公表日：令和2年11月11日

## 2 株式会社住幸【消費生活条例】公表（調査妨害）

(1) 所在地：（法人登記簿上の所在地）札幌市白石区川下1条5丁目3番10号

（契約書上の所在地）札幌市白石区平和通4丁目南2番15号

※現在この場所では事業を行っていないものと考えられる。

(2) 代表者：代表取締役 前田 努

(2) 業態：訪問販売（住宅リフォーム）

(3) 相談概要：訪問販売により住宅リフォームについて勧誘され契約を締結した消費者から、「契約書はなく領収書のみ受領した」、「どの工事も中途半端に中断したまま」、「約束の日になっても返金されなかった」、「認知症が進んでおり内容を理解できたか不明な者と契約している」、といった苦情相談がある。

(4) 措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(5) 公表日：令和2年11月6日

### 3 ライフライン申請こと小澤諒雅【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市白石区米里1条4丁目
- (2)業態：訪問販売（保険金申請の支援サービス） ※個人事業者
- (3)相談概要：「訪問販売の勧誘の目的で消費者宅を訪れた際に、勧誘に先だって勧誘の目的であることなどを告げなかった」、「訪問販売の契約書面に法定の記載事項が正しく記載されていなかった」、「訪問販売で、十分な理解を得ることなく、認知症が疑われる高齢者と契約を結んだ」などの苦情相談があった。
- (4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）  
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5)公表日：令和3年1月14日

#### 【令和2年度における行政指導の内訳】

主な取引形態	
訪問販売	17件
通信販売	1件
電話勧誘販売	5件
訪問購入	2件
その他(店舗)	1件
計	25件